



## 平成27年度佐賀市国民健康保険 または後期高齢者医療はり、きゅう、 あん摩等施設利用証を送付します

平成26年4月から平成27年2月までに国民健康保険  
または後期高齢者医療はり、きゅう、あん摩等施設利  
用証の交付を受け、証を利用した人に、平成27年度の  
利用証を3月下旬に送付します。

※国保税（後期高齢者医療保険料）に未納がある人  
にはお送りできません。

国民健康保険に加入し、平成26年度の特定健診を今  
年2月までに受診した人については、利用証に「あん  
摩等」が追加されています。後期高齢者医療被保険者  
は、健診受診の有無に関係なくあん摩等施術を利用で  
きます。

### ◎問い合わせ

本庁 保険年金課 給付係 ☎40・7271  
後期高齢者医療係 ☎40・7274  
または各支所保健福祉課



## 児童手当の手続き

児童手当は、受給者の状況により、手  
続きが必要な場合があります。

次の場合は15日以内に届け出が必要です。

- ・児童が生まれたとき
- ・佐賀市に転入したとき
- ・児童と別居したとき
- ・公務員を退職したとき
- ・公務員になったとき

※公務員として就職・退職した場合は、職場・お住  
まいの市町村の両方で手続きが必要です。

※手続きが遅れると手当を受給できない月が生じ  
たり、手当の返納が必要となる場合があります。

### ◎問い合わせ

本庁 福祉総務課 母子福祉係  
☎40・7252 FAX25・5440  
または、各支所保健福祉課



## 柔軟剤等の香料使用量に 配慮しましょう

近年、香り付き柔軟剤で、洗濯物に香りを付けて楽  
しむ人が増えています。しかし、そのにおいを不快に  
感じ、咳や頭痛、めまいなど何らかの体調不良で困っ  
ているという相談が寄せられています。

### 【消費者へのアドバイス】

- 自分にとって心地よい香りでも、周りの人への配慮  
を忘れずに使用しましょう。
- においに敏感な人は、製品に表示された香りの種類  
や強さを参考に、柔軟剤を選びましょう。

### ◎問い合わせ

佐賀市消費生活センター(アイ・スクエアビル1階)  
☎40・7086 FAX40・2050



# 佐賀市 掲示板



## 国民年金保険料学生納付 特例申請のご案内

学生は、本人の前年所得が一定額以下の場合に、申  
請し承認を受けることで、国民年金保険料の納付が猶  
予されます。大学、大学院、短大、専門学校、各種学  
校等（夜間、定時制、通信制を含む）に在籍する学生  
が対象です。

特例制度を希望する場合、毎年度の申請が必要です。

### 【平成27年度申請】

- 受付開始 4月1日(水)～
- 承認期間 4月または20歳になった月～  
平成28年3月までの間
- 受付場所 本庁 1階3・4番窓口  
または各支所保健福祉課  
日本年金機構 佐賀年金事務所

### ■持参する物

学生証(コピー可)または在学証明書、年金手帳、  
印鑑(認印)

※家族が代理で申請する場合は、来庁する人の(免許  
証や保険証など)本人確認ができるもの。

### ■所定のはがきでの申請

平成27年度も前年度と同じ学校に在籍し、日本年金  
機構から学生納付特例申請書(はがき)が届いた人は、  
はがきに必要事項を記入し返送することで、申請がで  
きます。

はがきが届かない人や、在籍する学校が変わった人  
は、窓口で手続きをお願いします。

### ■その他

- ・承認期間の国民年金保険料は、10年以内であれば、  
さかのぼって納付できます。ただし、承認を受けた  
期間の翌年度から起算し、3年度目以降に納付する  
場合は、保険料に一定の加算金が上乘せされます。
- ・学生でない人を対象とした平成27年度国民年金保  
険料免除・納付猶予の申請受付は、7月1日から開始し  
ます。

### 平成27年度 国民年金保険料のお知らせ

平成27年度国民年金保険料は、  
月額15,590円です。



### ◎問い合わせ

本庁 保険年金課 国民年金係  
☎40・7275 FAX40・7390  
日本年金機構 佐賀年金事務所  
☎31・4191 FAX31・0949